議案第47号～第60号

令和７年９月１日

令和７年９月定例議会議案

鈴　　鹿　　市

議　案　目　次

議案第 47 号　鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について・・・・・・・　1
議案第 48 号　鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
議案第 49 号　鈴鹿市水道事業給水条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
議案第 50 号　鈴鹿市公共下水道条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
議案第 51 号　財産の取得について・・　25
議案第 52 号　市道の認定について・・　27
議案第 53 号　市道の廃止について・・　31
議案第 54 号　令和６年度鈴鹿市一般会計決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
議案第 55 号　令和６年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算の認定について・・・・・・・　37
議案第 56 号　令和６年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算の認定について・・・・・・・・・・・　39
議案第 57 号　令和６年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算の認定について・・・・・・・・・・・　41
議案第 58 号　令和６年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算の認定について・・・・・・・・・　43
議案第 59 号　令和６年度鈴鹿市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について・・・　45
議案第 60 号　令和６年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について・　47

議案第４７号

鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年９月１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（　別　紙　）

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児との両立支援制度に関する職員の意向確認等に係る規定を加えるほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第９６条第１項の規定により、この議案を提出する。

（　別　紙　）

鈴鹿市条例第　　号

鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年鈴鹿市条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（介護休暇） 第15条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第17条の２第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	（介護休暇） 第15条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第17条第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２・３　　略 （妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第17条　任命権者は、鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例（平成４年鈴鹿市条例第１号）第25条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 （２）　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 （３）　鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例第25条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 ２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内	２・３　　略

に、次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 （２）　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 （３）　対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 ３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。	
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等） 第17条の２　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければな	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第17条　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確

らない。 ２　　略 第17条の３　　略	認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　　略 第17条の２　　略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１７条第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第４８号

鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年９月１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（　別　紙　）

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の取得形態の拡充に係る規定整備を行うについて、地方自治法第９６条第１項の規定により、この議案を提出する。

（　別　紙　）

鈴鹿市条例第　　号

鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第１条　鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例（平成４年鈴鹿市条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第10条第１項及び第２項、第14条、第15条、第17条、第18条第３項並びに<u>第19条第１項から第３項まで及び第５項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業を請求することができない職員） 第21条　育児休業法第19条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）　略	（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第10条第１項及び第２項、第14条、第15条、第17条、第18条第３項並びに<u>第19条第１項及び第２項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業を請求することができない職員） 第21条　育児休業法第19条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）　略

（２）　勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。次条において同じ。）	（２）　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）
（第１号部分休業の承認） 第22条　育児休業法第19条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。	（部分休業の承認） 第22条　部分休業（育児休業法第19条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第８条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
２　労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間又は鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	２　労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間又は鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
３　非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範	

囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第61条の２第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第２号部分休業の承認）

第22条の２　育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１）　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

（２）　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第19条第２項の条例で定める

１年の期間） 第22条の３　育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。 （育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間） 第22条の４　育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 （１）　非常勤職員以外の職員　77時間30分 （２）　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間 （育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情） 第22条の５　育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 （部分休業をしている職員の給与の取扱い）	（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第23条　職員が育児休業法第19条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第35条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第24条　育児休業法第19条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。	第23条　職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第35条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第24条　第14条の規定は、部分休業について準用する。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第２条　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４１年鈴鹿市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（給与の減額） 第16条　　略 ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により	（給与の減額） 第16条　　略 ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により

同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため１日の勤務時間の全部又は一部（２時間を超えない範囲内又は１年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）若しくは高齢者部分休業（当該職員が60歳に達した日の属する年度の翌年度の４月１日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日（鈴鹿市職員の定年等に関する条例（昭和59年鈴鹿市条例第27号）第２条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、１週間の勤務時間の一部（当該職員の１週間当たりの通常の勤務時間の２分の１を超えない範囲内に限る。）について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をい	同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）若しくは高齢者部分休業（当該職員が60歳に達した日の属する年度の翌年度の４月１日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日（鈴鹿市職員の定年等に関する条例（昭和59年鈴鹿市条例第27号）第２条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、１週間の勤務時間の一部（当該職員の１週間当たりの通常の勤務時間の２分の１を超えない範囲内に限る。）について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）若しくは介護時間（当該職員が要介護者の介護をす

う。）若しくは介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	るため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月３１日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第１条の規定による改正後の鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例第２２条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

議案第４９号

鈴鹿市水道事業給水条例の一部改正について

鈴鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年９月１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例

（　別　紙　）

提案理由

災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定をした給水装置工事事業者による給水装置工事の施行を可能とする等について、地方自治法第９６条第１項の規定により、この議案を提出する。

（　別　紙　）

鈴鹿市条例第　　号

鈴鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例

鈴鹿市水道事業給水条例（平成９年鈴鹿市条例第４９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（工事の施行） 第７条　給水装置工事は、管理者又は法第16条の２第１項の規定により管理者の指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第７条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の２第１項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。	（工事の施行） 第７条　給水装置工事は、管理者又は法第16条の２第１項の規定により管理者の指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。
２　前項本文の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後、速やかに管理者の工事検	２　前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後、速やかに管理者の工事検査を

査を受けなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。	受けなければならない。
３・４　　略	３・４　　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第５０号

鈴鹿市公共下水道条例の一部改正について

鈴鹿市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年９月１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市公共下水道条例の一部を改正する条例

（　別　紙　）

提案理由

災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定をした排水設備指定工事店による排水設備工事の施行を可能とするについて、地方自治法第９６条第１項の規定により、この議案を提出する。

（　別　紙　）

鈴鹿市条例第　　号

鈴鹿市公共下水道条例の一部を改正する条例

鈴鹿市公共下水道条例（平成７年鈴鹿市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（排水設備指定工事店の指定） 第７条　排水設備等の新設等の工事（次の各号に掲げる工事を除く。以下「排水設備工事」という。）は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。 （１）～（３）　　略 （４）　災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第７条の規定により置かれた管理者を含む。以下この号において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事 ２・３　　略	（排水設備指定工事店の指定） 第７条　排水設備等の新設等の工事（次の各号に掲げる工事を除く。以下「排水設備工事」という。）は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。 （１）～（３）　　略 ２・３　　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第５１号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和７年９月１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

１　財産の内容　　大型水槽車

２　取得価格　　９３，８３０，０００円

３　取得の相手方　　鈴鹿市若松西四丁目１１番７号
三重保安商事株式会社　鈴鹿営業所
所長　松本　幸大

４　取得の目的　　中央消防署に配備している大型水槽車を更新し、消防力の強化及び充実を図るため。

提案理由

大型水槽車を取得するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、この議案を提出する。

議案第５２号

市道の認定について

次の路線を市道に認定する。

令和７年９月１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

市道認定路線調書

（　別　紙　）

提案理由

市道路線として認定するについて、道路法第８条第２項の規定により、この議案を提出する。

市道認定路線調書

路線番号	路線名	起点 終点	主要な経過地	延長（m） 幅員（m）
073517	稲生塩屋三丁目 517 号線	稲生塩屋三丁目	稲生塩屋三丁目	56.8
		稲生塩屋三丁目		2.2～ 2.5
073518	稲生二丁目 518 号線	稲生二丁目	稲生塩屋二丁目	548.9
		稲生塩屋二丁目		1.8～12.0
073519	稲生歩道橋線	稲生町字稲生山	稲生町	88.3
		稲生町字稲生山		4.6
093437	野辺二丁目 437 号線	野辺二丁目	野辺二丁目	35.0
		野辺二丁目		5.0～12.0
103567	池田 567 号線	池田町字下り長	池田町	49.8
		池田町字下り長		6.0～10.1
223274	伊船 274 号線	伊船町字中上ノ割	伊船町	305.0
		伊船町字北上ノ割		8.4～30.0

議案第５３号

市道の廃止について

次の路線を廃止する。

令和７年９月１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

市道廃止路線調書

（　別　紙　）

提案理由

市道路線を廃止するについて、道路法第１０条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、この議案を提出する。

市道廃止路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長（m）
		終点		幅員（m）
073182	稲生二丁目 182 号線	稲生二丁目	稲生塩屋二丁目	719.4
		稲生塩屋二丁目		1.8～12.0
093311	上野 311 号線	上野町字東谷山	上野町	237.5
		上野町字皆割		8.7～35.8

議案第５４号

令和６年度鈴鹿市一般会計決算の認定について

令和６年度鈴鹿市一般会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和７年９月１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

（決算書及び決算審査意見書　別冊）

提案理由

令和６年度鈴鹿市一般会計決算について、地方自治法第２３３条第３項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第５５号

令和６年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

令和６年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和７年９月１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

（決算書及び決算審査意見書　別冊）

提案理由

令和６年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法第２３３条第３項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第５６号

令和６年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算の認定について

令和６年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和７年９月１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

（決算書及び決算審査意見書　別冊）

提案理由

令和６年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算について、地方自治法第２３３条第３項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第５７号

令和６年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算の認定について

令和６年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和７年９月１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

（決算書及び決算審査意見書　別冊）

提案理由

令和６年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算について、地方自治法第２３３条第３項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第５８号

令和６年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

令和６年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和７年９月１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

（決算書及び決算審査意見書　別冊）

提案理由

令和６年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法第２３３条第３項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第５９号

令和６年度鈴鹿市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和６年度鈴鹿市水道事業会計剰余金を令和６年度鈴鹿市水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、同会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和７年９月１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

（決算書及び決算審査意見書　別冊）

提案理由

令和６年度鈴鹿市水道事業会計剰余金の処分について地方公営企業法第３２条第２項の規定により議会の議決が必要であり、同会計決算について同法第３０条第４項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第６０号

令和６年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和６年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金を令和６年度鈴鹿市下水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、同会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和７年９月１日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

（決算書及び決算審査意見書　別冊）

提案理由

令和６年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金の処分について地方公営企業法第３２条第２項の規定により議会の議決が必要であり、同会計決算について同法第３０条第４項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。